



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

税制

主要な問題および提案

説明責任と守秘義務

CONFIDENTIAL

説明責任と守秘義務

年次現状報告:進展

- ❑ 2008年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。
- ❑ こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。
- ❑ 欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。
- ❑ EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

説明責任と守秘義務

年次現状報告:進展

- ❑ 透明性と確実性をもたらす相互信頼に基づくオープンな関係は、投資家が進んで投資を行うために、また、政府が適用税収を徴収し課税ベースを可能な限り効率的な方法で維持するために必要不可欠である。
- ❑ オランダおよび英国政府は先ごろ、両国の徴税プロセスに水平監視・リスク測定・上級会計官と呼ばれるシステムを導入した。
- ❑ これは、事実上、税務の順守および監視の重荷を、税務当局から納税者に移行させる。

説明責任と守秘義務

年次現状報告: 進展

- ❑ 税務当局は、見返りとして、そうした開示についてのタイムリーな助言と税務当局の立場の明確化 (clearance) を行うとともに、その他の質問に、より迅速に回答し、明確な立場をとる。
- ❑ 税務調査はより低頻度かつより低詳細度で行われる。
- ❑ 水平監視・リスク測定・上級会計官は、納税者と税務当局の間の協力手段をなす。
- ❑ 彼らは、徴収される納税額に影響を及ぼすのではなく、税務当局の仕事を効率化する。

説明責任と守秘義務

提案

- ❑ 文書回答申請を受け付けて処理することを税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- ❑ 政府は報道機関への機密データの意図的漏洩の防止を図るべきであり、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。
- ❑ 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官のシステムの採用を検討すべきである。



移転価格



移転価格

年次現状報告：部分的に進展

- ❑ 日本の税務当局は、移転価格算定文書に関するいくつかの要件と、こうした要件を満たさなかった場合の影響を明確にした。
- ❑ その結果として、シークレット・コンパラブルに基づいて移転価格の算定を行なう権利は、理論的にいくぶん制限されたように思える。
- ❑ しかし、その一方で、移転価格に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用する機会が驚くほど増加している。
- ❑ これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を避けるという名目で行われてきた。
- ❑ また、税務調査における移転価格算定の基準と、事前確認制度の下での算定の基準の間には依然整合性がない。

移転価格

提案

- ❑ EBCは、すべての国際取引が、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるよう提案する。
- ❑ 税務調査の際の移転価格算定方法と、事前確認制度で使用される移転価格算定方法との間の整合性を保つべきである。





**無期限の
欠損金繰越期間の導入**

無期限の欠損金繰越期間の導入

年次現状報告：進展なし

- ❑ 日本における現行の欠損金繰越期間は7年間であるが、これに対し、英国、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツでは、欠損金は無期限に繰り越しできる。
- ❑ 繰越期間の制限は、日本にとって競争上不利になるとともに経済活動を阻害する。
- ❑ 無期限の欠損金繰越期間の導入は、業種や規模にかかわらず、企業に効果的かつ即時的な刺激をもたらすだろう。
- ❑ 欠損金を無期限に繰り越しできる法域では、いわゆる繰延税金資産がバランスシートと企業の信用格付けを改善しうる。
- ❑ しかし、7年間の欠損金繰越制限ゆえに、日本企業の繰延税金資産は、より早い段階に減損が適用される。

無期限の欠損金繰越期間の導入

提案

EBCは、無期限の欠損金繰越期間の導入を強く推奨する。



欧州ビジネス協会
在日欧州(連合)商工会議所



企業再構築

企業再構築

年次現状報告:進展

- ❑ 国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが、日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。
- ❑ 現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。
- ❑ 日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するうえでとるべき最も重要な措置である。

企業再構築

提案

- ❑ 日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- ❑ 基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに明確化すべきである。





租稅條約



租税条約

年次現状報告:進展

- ❑ 日本は、スイス、オランダと今年に入って新たな租税条約を締結し、目下ドイツと租税条約の再交渉をおこなっている。
- ❑ EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。
- ❑ 日本とオランダの間の条約は、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本ともう一方の条約相手国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項が盛り込まれている。
- ❑ 實際上、これは重要な改善であり、EBCは将来のすべての条約にこれが盛り込まれることを歓迎する。



租税条約

提案

- ❑ EBCは、EU加盟国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に要請する。
- ❑ EBCは、新しい、または改正された条約が、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処するよう要望する。